



《鹿児島県最低賃金が改正されました》

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

793円（令和2年10月3日効力発生）

鹿児島県最低賃金は3円引き上げられ793円となります。パートやアルバイトなどの雇用形態や年齢を問わず、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、この金額には、

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は含まれません。

※特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用される方には、当該特定最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

特定最低賃金（産業別最低賃金）額は、鹿児島労働局ホームページでご確認下さい。また、当該金額についても今後改訂される予定です。

家屋の復旧作業に伴う労働災害の防止について

台風9号、10号により屋根、外壁等が損傷し、復旧のための作業が増加することが予想されます。平成30年には、倉庫のスレート屋根の破損部分をビニールシートで覆う作業を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き約5.5メートル下のコンクリート床に墜落し死亡する、という災害も発生していますので、くれぐれも墜落・転落災害、転倒災害、脚立等の踏み外しには十分注意し、併せて熱中症対策も忘れずをお願いします。

・ハシゴの場合

- ① 補助者がしっかり支える（しっかり固定する）。② 設置場所は安定した水平な場所にする。
- ③ 丈夫な構造とし、変形したはしごは使わない。④ はしごのたてかけ角度は約75度にする。
- ⑤ はしごの先端の突出し長さは、屋根軒先より60cm以上とする。

・スレート屋根の場合

スレート屋根上では、確実に幅30cm以上の歩み板を使用し、「墜落制止用器具」（安全带）の使用を徹底し、必要に応じて安全ネットを取り付ける。

・脚立の場合

- ① 腐食や亀裂がない丈夫なものを使用する。② 角度を保つ留め金を確実にかける。
- ③ うま足場を使う場合は2メートル以内とし、足場板は3以上の支持物にかけ渡し、ずれないように番線やゴムバンド等で支持物にしっかり緊結する。

コロナ感染に関するQ&A（鹿児島労働局HP <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshimaroudoukyoku/>）

企業向け・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

労働者向け・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

働き方改革関連の各種様式・リーフレット

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html#h2_)

鹿児島県の最低賃金
1時間 **790円**

名瀬労働基準監督署

TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869